相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市吉浦東本町二丁目一二七番地、最後の住所大阪市東淀川区豊里五丁目一五番三―一〇五号　被相続人　亡　細馬　民江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市苦楽園三番町一一番地、最後の住所大阪府茨木市学園南町八番二六号

被相続人　亡　畑野　マサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

大阪市中央区北浜二―一―一九―七〇二号

サンメゾン北浜ラヴィッサ

相続財産管理人　弁護士　丸野　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区生野西三丁目七番、最後の住所大阪市生野区生野西三丁目七番三九号

被相続人　亡　髙垣　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号日生淀屋橋ビル五階

相続財産管理人　弁護士　真田　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂市塩屋五四九番地五、最後の住所兵庫県西宮市山口町上山口四丁目二六番一四号幸泉エルズ　被相続人　亡　藤田　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

兵庫県西宮市北六甲台一丁目二七番一三号、事務所兵庫県西宮市愛宕山五番四一号

相続財産管理人　司法書士　小野　由述

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島阿津二丁目一〇二四番地、最後の住所岡山県倉敷市児島阿津二丁目二番一五号　被相続人　亡　西田　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

岡山県倉敷市児島稗田町一八〇八番地八

相続財産管理人　三澤　敏幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市大麻町一七二〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　土田千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号　キヘエビル二階

相続財産管理人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字西岐波三二一二番地、最後の住所福岡県朝倉郡筑前町高上五四一番地一

被相続人　亡　開作　正輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所福岡市中央区大名一丁目八番一二号第二西部ビル三〇一号古屋法律事務所

相続財産管理人　古屋　勇一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県中間市中央一丁目四二三〇番地、最後の住所福岡県中間市中央一丁目八番一九号　被相続人　亡　内藤　陽生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

福岡県北九州市小倉北区田町一八番一〇号ロイヤルMビル二〇二号

相続財産管理人　蓼沼　一郎

新仁賀保風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書及び準備書の説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下、「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、「新仁賀保風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

代表者　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　新仁賀保風力発電事業（仮称）

種類　風力（陸上）

規模　出力六万六千七百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県にかほ市　仁賀保高原

四、関係地域の範囲

秋田県にかほ市

五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

秋田県庁　生活環境部環境管理課（秋田県秋田市山王四丁目一番一号）

にかほ市役所象潟庁舎　総務部企画課（秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田一番地）

にかほ市役所仁賀保庁舎　市民サービスセンター（秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子渕二十一番地）

にかほ市役所金浦庁舎　市民サービスセンター（秋田県にかほ市金浦字花潟九三の一）

縦覧期間

平成二十七年三月十七日（火）から平成二十七年四月十六日（木）まで（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

準備書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十七年三月十七日（火）から四月十六日（木）までご覧いただけます。

六、意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十七年四月三十日（木）必着

提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。

〒一〇四―八一六五

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室　宛

意見書の提出に必要な事項

①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　意見書の提出の対象である準備書の名称

③　準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

八、準備書の説明会の開催を予定する日時・場所

平成二十七年四月三日（金）十八時三十分から

小出老人憩の家けやき（にかほ市中三地字橋本九八番地一）

平成二十七年四月四日（土）十七時三十分から

冬師自治会館（にかほ市冬師字九六番地）

九、お問い合わせ先

電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室

電話　〇三（三五四六）九六〇〇

平成二十七年三月十七日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長　北村　雅良